

管理責任者・専任技術者 変更の際は変更届を提出しましょう

⚠ 以下の人に変更があった場合は変更届の提出が必要。

重要事項変更のため、変更届を提出しましょう。

その他に取締役等の役員に変更があった場合も変更届を提出します。

経營業務の管理責任者

専任技術者

☐ 様

☐ 様

☐ 様



※上記の重要事項に変更があったのに、変更届を提出していなければ許可更新を受理してもらえません。

これから定期的に必ず提出する、決算変更届(毎年)、許可更新(5年後)

今から5年後の許可更新までに必要な申請です。下の表にはそれぞれの年月を記入してください。

- ・決算変更届の提出期限は事業年度終了の日から4ヶ月以内となっています。
- ・許可更新の提出期限は、許可の有効期日(許可日の5年後の1日前)の30日前までとなっています。

許可取得	①	②	③	④	⑤	5年後 ⑥
	1期	2期	3期	4期	5期	許可更新
	(提出期限)	(提出期限)	(提出期限)	(提出期限)	(提出期限)	(更新期限)
	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	年	年	年	年	年	年
	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月 日
	決算変更届	決算変更届	決算変更届	決算変更届	決算変更届	

定期提出は5年間ごとに
①～⑥を繰り返します。



ご不明点や気になる事がありましたら、お気軽にご相談ください。

宮川 譲 行政書士事務所 TEL087-880-2954